

### 3 都市公園

#### (1) 都市公園の概要

都市公園は、快適な都市環境の創出や県民に遊戯、憩いの場を与えるとともに災害時の避難地としての空間等、都市生活に欠くことのできない極めて重要な都市施設である。

このような観点から本県においても積極的に公園緑地の整備が進められ、令和3年度末では、昭和47年度に比べて公園緑地の面積で39.4倍、整備水準で15.6倍の伸びを示した。

令和3年度末現在、県下において都市公園として供用しているものは、832カ所、面積約1,545haとなっている。これを都市人口1人当たり面積で見ると11.05㎡/人となり、全国平均の10.8㎡/人を若干上回る水準となっているものの、中南部圏域の都市部では依然として公園面積が不足している状況である。

都市公園事業費の推移は次の表に示すとおりである。

今後の都市公園整備については、世界遺産に登録された首里城公園の整備拡充や中城公園及び宮古広域公園の整備を推進するとともに、住民生活に関連の深い住区基幹公園の一層の整備、都市基幹公園、広域公園及び都市緑地等の積極的な整備を行う。

#### 都市公園事業の推移

年 度	事業箇所	事業主体		事業費 (百万円)	指数推移
		県	市町村		
昭和47年度	15	5	10	約521	100
昭和50年度	33	5	28	2,478	476[476]
昭和55年度	71	6	65	8,069	1,549[326]
昭和60年度	69	8	64	9,905	1,901[123]
平成2年度	73	6	67	12,880	2,472[130]
平成7年度	77	8	69	19,354	3,715[101]
平成12年度	68	9	59	17,418	3,343[101]
平成17年度	66	7	59	12,862	2,469[98]
平成22年度	54	8	46	8,890	1,706[93]
平成23年度	52	8	44	7,816	1,500[88]
平成24年度	51	8	43	6,901	1,325[88]
平成25年度	50	9	41	8,327	1,598[121]
平成26年度	50	9	41	8,514	1,634[102]
平成27年度	46	9	37	6,410	1,230[75]
平成28年度	44	9	35	6,014	1,154[94]
平成29年度	38	9	29	4,754	912[79]
平成30年度	42	9	33	5,016	963[106]
令和元年度	45	9	36	5,152	963[103]
令和2年度	57	10	47	4,834	928[94]
令和3年度	55	10	45	4,528	869[94]
令和4年度	61	10	51	4,785	918[106]
令和5年度	60	10	50	4,905	941[103]

(注) 指数は対昭和47年度比、[ ]は対前年比

## (2) 県営都市公園の概要

現在、県下で10公園（下表）があり、整備され次第、県民のスポーツ・レクリエーションの場として県民の利用に供している。

管理・運営については、首里城公園を（一財）沖縄美ら島財団、沖縄県総合運動公園を（株）トラステック、奥武山公園を奥武山パークマネジメント、名護中央公園を名護中央公園管理共同企業体、浦添大公園と中城公園を沖縄文化スポーツレクリエーション株式会社、バンナ公園を沖縄県緑化種苗協同組合、海軍壕公園を（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、平和祈念公園を（公財）沖縄県平和祈念財団に指定管理者として指定している。

### 県営公園の概要

名称 (種別)	位置	計画決定		内容	備考
		面積 (ha)	決定年月		
名護中央公園 (広域公園)	名護市 (名護都市計画区域)	71.1	S38.7.16 H14.5.10	*テーマ:(沖縄山の自然) *主要施設:展望広場、駐車場、休憩舎、散策路等	*毎年1月にはサクラ祭が行われ、多くの県民が訪れる。
沖縄県総合運動公園 (広域公園)	沖縄市 (中部広域都市計画区域) 北中城村 (那覇広域都市計画区域)	沖縄市 47.7 北中城村 22.7 計70.4	S56.8.20 H8.3.12	*テーマ:緑と海と太陽(スポーツ・レクリエーション) *主要施設:陸上競技場、多目的広場、庭球場、プール、体育館、レクリエーションプール、オートキャンプ場	*昭和62年の海邦国体主会場として計画、整備され、県民のスポーツやレジャー、憩いの場となっている。
浦添大公園 (総合公園)	浦添市 (那覇広域都市計画区域)	37.4	S43.2.2 H29.11.7	*テーマ:歴史 *主要施設:浦添城跡、林間園路他広場、駐車場、休憩舎等	*浦添城跡を中心とした緑豊かな自然地域を公園として整備しており、県民の憩いの場となっている
首里城公園 (総合公園) (県営・国営)	那覇市 (那覇広域都市計画区域)	県営 13.8 国営 4.0 計17.8	S62.2.27 H7.8.22 H26.12.12	*テーマ:歴史と文化(首里杜構想) *主要施設:首里城(国営公園区域)、首里杜館(地下駐車場を含む)、円覚寺跡、円鑑池、玉陵、上の毛、龍潭	*歴史・文化の中心である首里城を公園として整備するもので、地域住民の利用はもとより、観光の拠点となっている。
奥武山公園 (運動公園)	那覇市 (那覇広域都市計画区域)	29.8	S31.3.23 H13.1.16	テーマ:スポーツ *主要施設:陸上競技場、野球場、体育館、水泳プール、テニスコート、園地、広場、駐車場	*那覇市における唯一の総合的な運動公園で、市民、県民に広く利用されている。
海軍壕公園 (地区公園)	那覇市・豊見城市 (那覇広域都市計画区域)	6.7	S47.5.12 H15.3.24	テーマ:(戦跡・参拝=慰霊) *主要施設:海軍壕跡(保存)、資料館、園地、園路、駐車場	*県民が一度は訪れた場所であり、また県外来訪者の観光コースに組み込まれた観光名所である。
平和祈念公園 (広域公園)	糸満市 (那覇広域都市計画区域)	47.0	S47.5.12 H9.2.25	*テーマ:(戦跡・参拝=慰霊) *主要施設:平和祈念資料館、平和の礎、駐車場、噴水広場、多目的広場、園路(参道)、休憩舎等	*沖縄戦跡国定公園の中にあつて、多くの慰霊等が建立し参拝地となっている。
バンナ公園 (広域公園)	石垣市 (石垣都市計画区域)	292.1	S53.7.27 S63.12.13	*テーマ:(八重山の山の自然) *主要施設:セイシカの橋、展望台、バンナスカイライン、駐車場等	*石垣島のほぼ中央に位置し、島内や海、西表島まで臨める展望台からの景観は素晴らしい。
中城公園 (広域公園)	中城村・北中城村 (那覇広域都市計画区域)	98.8	H9.2.25 H20.2.29	*テーマ:(沖縄の自然・歴史・文化) *主要施設:中城城跡、広場、園路駐車場、多目的レクリエーション広場、キャンプ場等	*中城城跡を中心に、沖縄の自然、歴史、文化をテーマとして、来訪者が学習・体験できる広域公園として整備する。
宮古広域公園 (広域公園)	宮古島市 (宮古都市計画区域)	50.2	R2.4.24	*テーマ:(ミヤークヌ・オー・イム・パーク(宮古の青い海公園)) *主要施設:マリンハウス、ビーチハウス、大芝生広場、林間キャンプ場、観光農園等	*青い海と白い砂浜が続く与那覇前浜ビーチがあり、宮古圏域最大の魅力資源である海と海辺を活かす広域公園を整備する。

### (3) 国営沖縄記念公園「首里城地区首里城正殿等」及び「海洋博覧会地区沖縄美ら海水族館及び海獣施設等」の管理について

沖縄県は、都市公園の効用並びに沖縄県による主体的な沖縄文化の発信及び観光振興等に資することを目的として、国営公園である「首里城地区首里城正殿等」及び「海洋博覧会地区沖縄美ら海水族館及び海獣施設等」の管理許可を平成 30 年 10 月 18 日に受け、平成 31 年 2 月 1 日から管理を開始しています。

令和元年の 10 月 31 日未明に発生した火災により、首里城正殿他 9 施設が焼損してしまいましたが、現在、国や関係機関と連携を図りながら、復元過程の段階的公開や首里城公園のさらなる魅力の向上、復興イベント等に取り組んでいるところであります。

また、首里城の復旧・復興に向け、国内外の多くの方々から寄附金が寄せられており、県としてはこれらの寄附金を活用し、正殿を始めとする城郭内施設等の復元や復元後を見据えた人材育成に取り組んでいます。

表 1 首里城公園（有料区域）及び沖縄美ら海水族館の利用者数

単位：人

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
首里城公園(有料区域)	1,775,867	1,051,438	215,717	211,068	650,539
沖縄美ら海水族館	3,718,448	3,320,018	602,503	620,115	2,164,514

※「令和 5 年度事業概要国営沖縄記念公園海洋博覧会地区」及び「令和 5 年度事業概要国営沖縄記念公園首里城地区」より

首里城正殿（令和元年首里城火災により焼失）



黒潮の海



世誇殿（首里城有料区域内）



オキちゃんショー



写真提供：国営沖縄記念公園事務所（首里城公園）

写真提供：国営沖縄記念公園事務所（海洋博公園）

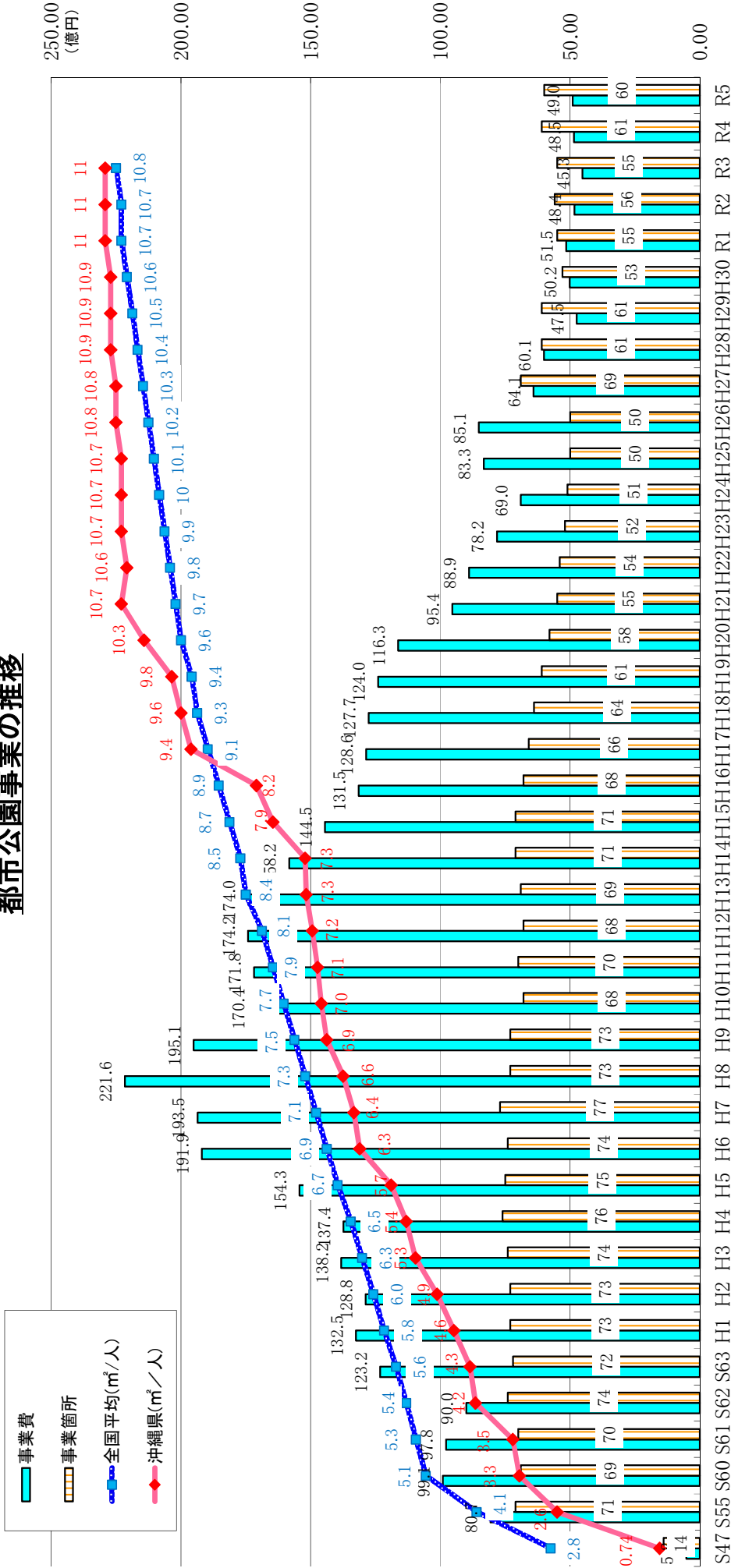
# 都市公園整備現況

令和3年度末(令和4年3月31日)現在

都市計画区域	都市名		住区基幹		都市基幹		特殊		大規模公園		都市緑地		都市林		広場公園		緑道		都市公園合計		都市計													
	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	箇所	面積 ha	内人口 (千人)	1人当り公園 面積 ㎡/人												
那覇市	133	19.24	19	28.42	3	13.20	6	85.18	1	28.26										169	186.10	318	5.85											
	31	7.84	3	5.21	3	10.86														39	39.77	99	4.02											
	75	10.56	4	7.29	1	0.22	2	19.05	1	14.60										90	63.84	115	5.55											
	16	3.41	5	7.83			1	16.53	1	15.00										29	105.75	62	17.06											
	33	5.03	1	2.44	1	3.18	2	29.87												43	51.93	65	7.99											
	5	2.15	1	0.64	2	9.01	1	22.09												11	34.35	44	7.81											
	18	5.03	2	5.39	1	3.98														21	30.60	18	17.00											
	19	3.37	1	2.00	1	8.73														22	23.52	22	10.69											
	16	2.87	1	1.30	1	4.90														28	30.98	35	8.85											
	8	1.59	2	4.89	1	4.16														12	11.73	20	5.87											
	2	0.88	3	5.32			1	17.82												8	25.99	40	6.50											
	9	2.84	1	1.42	2	4.94	1	7.93	1	16.66										14	33.79	23	14.69											
365	64.81	43	72.15	16	63.18	14	198.47	6	107.72										486	638.35	861	7.41												
久米島町					1	7.10													1	7.10	8	8.88												
沖繩市	71	13.15	11	16.17			2	20.76	1	23.37									94	129.12	143	9.03												
うるま市	73	20.22	9	19.58	3	21.01	1	12.40	1	20.80	1	4.85						93	107.09	125	8.57													
読谷村	15	4.47			2	8.67	2	15.02											19	28.16	41	6.87												
嘉手納町	4	1.43	1	1.40	1	4.66	1	7.23	1	8.98									11	26.78	13	20.60												
北谷町	25	5.78	4	14.00					1	20.92	1	9.50							33	51.48	29	17.75												
小計	188	45.05	25	51.15	6	34.34	6	55.41	4	74.07	2	14.35	0	0.00	1	47.52	0	0.00	250	342.63	351	9.76												
名護市	43	14.56	9	21.00	1	0.80	2	23.64											61	124.70	63	19.79												
本部町					1	1.70													2	73.50	14	52.50												
小計	43	14.56	9	21.00	1	0.80	2	23.64											63	198.20	77	25.74												
宮古島市	7	2.25	3	9.70	2	17.67	3	37.49											19	107.53	49	21.94												
伊弉利町					1	8.10													1	8.10	6	13.50												
小計	7	2.25	3	9.70	3	25.77	3	37.49	0	0.00	1	22.70	1	12.32	0	0.00	0	0.00	20	115.63	55	21.02												
石垣市	4	0.83	4	9.45					1	18.10	1	2.20							12	243.57	49	49.71												
合計	607	127.50	84	163.45	27	131.19	25	315.01	11	199.89	4	39.25	1	12.32	3	3.47	3	15.52	5	382.03	1	75.80	58	76.97	0	0.00	2	1.39	1	1.69	832	1545.46	1,399	11.05
県営公園分					1	6.24	2	18.36	1	28.17										9	434.14													

※ 国営公園については、海洋博(本部)と首里城(首里)があるが、箇所としては1箇所として数える。  
 ※ 特定地区公園(カントリーパーク)を含む。(旧伊良部町・久米島町)

# 都市公園事業の推移





## 4 土地区画整理、市街地再開発

### (1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の沿革

沖縄県の土地区画整理事業は、昭和 28 年に那覇市が戦災復興を目的に着手した美栄橋地区（面積 11.8ha）の事業が最初である。当時の土地区画整理事業は、琉球政府時代の昭和 28 年に立法された耕地整理法を準用した都市計画法（1953 年立法第 34 号）により施行され、昭和 44 年立法の土地区画整理法（1969 立法第 75 号）の制定までこのような状態が続いた。

昭和 47 年の復帰に際して、都市計画法（1953 年立法第 34 号）により施行された土地区画整理事業は、復帰後もなお従前の法令に基づき施行が継続され、復帰前の沖縄の土地区画整理法により施行された土地区画整理事業については、本土法に基づく事業とみなされた。

沖縄県の市街地再開発事業は、昭和 63 年度に那覇市の久茂地一丁目地区（パレット久茂地）が県内初の市街地再開発事業として事業着手して以来、防災街区整備事業である那覇市農連市場の完成を含め計 7 地区が完了している。

### (2) 土地区画整理事業の現状

本県の土地区画整理事業は、令和 5 年 3 月末現在で、20 市町村で 117 地区、3328.9ha が施行されている。施行済は 90 地区で 2477.5ha、施行中は 27 地区で 851.4ha である。令和 5 年度国庫補助事業は、市町村施行が 10 地区で 359.3ha、組合施行が 2 地区で 44.0ha である。

■土地区画整理事業総括表

令和5年3月末時点

施 行 者		事 業 完 了		事 業 継 続 中		合 計	
		地 区 数	面 積 (h a)	地 区 数	面 積 (h a)	地 区 数	面 積 (h a)
公共団体	市 町 村	(9) 34	( 345.7 ) 1311.2	( 1 ) 18	( 50.7 ) 690.7	( 10 ) 52	( 396.4 ) 2001.9
	県	( 1 ) 1	( 77.2 ) 77.2	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0	( 1 ) 1	( 77.2 ) 77.2
組 合		( 19 ) 54	( 471.8 ) 875.1	( 3 ) 9	( 47.6 ) 160.7	( 22 ) 63	( 519.4 ) 1035.8
地 域 公 団		( 1 ) 1	( 214.0 ) 214.0	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0	( 1 ) 1	( 214.0 ) 214.0
合 計		( 30 ) 90	(1108.7 ) 2477.5	( 4 ) 27	( 98.3 ) 851.4	( 34 ) 117	( 1207.0 ) 3328.9

(沖縄県 都市計画・モノレール課調べ)

注1) 上段 ( ) 書きは、返還軍用跡地における土地区画整理事業実施地区。下段の内数となる。

注2) 組合施行には、個人施行を含む。

注3) 完了地区は「換地処分公告」を終了している地区とする。施行地区は事業計画を認可した地区。

### (3) 市街地再開発事業等の現状

本県の市街地再開発事業は、令和 4 年度末現在で、都市局所管の 7 地区、住宅局所管の 1 地区が完了している。



アワセ地区土地区画整理事業



農連市場地区防災街区整備事業

⑥ 土地区画整理事業一覧表（市町村別）

令和5年3月末現在

都市計画 区域	合計						公共団体施行						組合等施行												
	完了			継続			完了			継続			完了			継続									
	地区数	面積(ha)	面積(ha)	地区数	面積(ha)	面積(ha)	地区数	面積(ha)	面積(ha)	地区数	面積(ha)	面積(ha)	地区数	面積(ha)	面積(ha)	地区数	面積(ha)	面積(ha)							
那覇広域	那覇市	(6)	(404.4)	(0)	(0.0)	(404.4)	(6)	(881.7)	(0)	(0.0)	(881.7)	(3)	(154.3)	(0)	(0.0)	(154.3)	(3)	(250.1)	(0)	(0.0)	(250.1)				
	浦添市	19	862.3	1	19.4	881.7	20	588.5	0	0.0	588.5	11	588.5	0	0.0	588.5	8	273.8	1	19.4	9	293.2			
	宜野湾市	6	190.7	4	163.4	354.1	10	354.1	3	126.4	126.4	3	144.8	6	271.2	0	0.0	271.2	3	64.3	4	82.9			
	糸満市	(5)	(120.4)	(1)	(50.7)	(171.1)	(6)	(263.7)	(3)	(96.3)	(132.5)	(2)	(67.5)	(4)	(24.1)	(0)	(0.0)	(24.1)	(2)	(24.1)	(0)	(0.0)			
	豊見城市	10	196.2	2	67.5	263.7	12	263.7	4	132.5	2	67.5	6	200.0	0	0.0	200.0	6	63.7	0	0.0	63.7			
	北中城村	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(2)	(52.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(1)	(35.1)	(0)	(0.0)	(35.1)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)			
	中城村	2	44.7	3	41.4	86.1	5	86.1	2	44.7	1	1.8	3	46.5	0	0.0	46.5	2	39.6	2	39.6	0	0.0		
	西原町	(1)	(12.3)	(0)	(0.0)	(12.3)	(3)	(75.9)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(2)	(60.0)	(0)	(0.0)	(2)	(60.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)		
	南風原町	3	75.9	0	0.0	75.9	3	75.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	75.9	0	0.0	3	75.9	
	八重瀬町	(1)	(12.3)	(0)	(0.0)	(12.3)	(1)	(102.7)	(0)	(0.0)	(0.0)	(1)	(90.4)	(0)	(0.0)	(90.4)	(1)	(12.3)	(0)	(0.0)	(1)	(12.3)	(0)	(0.0)	
中部広域	与那原町	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(2)	(23.7)	(0)	(0.0)	(23.7)	(2)	(64.1)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)			
	南風原町	1	40.4	1	23.7	64.1	2	64.1	1	40.4	1	23.7	2	64.1	0	0.0	64.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	八重瀬町	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(1)	(71.4)	(0)	(0.0)	(71.4)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)			
	与那原町	0	0.0	1	71.4	71.4	1	71.4	0	0.0	1	71.4	0	0.0	1	71.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
	八重瀬町	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(2)	(70.8)	(0)	(0.0)	(70.8)	(2)	(70.8)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)			
	与那原町	1	11.3	2	70.8	82.1	3	82.1	0	0.0	2	70.8	2	70.8	1	11.3	0	0.0	1	11.3	0	0.0	1	11.3	
	与那原町	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)			
	与那原町	1	3.8	0	0.0	3.8	1	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.8	0	0.0	1	3.8	
	与那原町	(4)	(201.0)	(0)	(0.0)	(201.0)	(4)	(441.3)	(1)	(77.2)	(217.8)	(3)	(123.8)	(0)	(0.0)	(123.8)	(3)	(123.8)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	
	うるま市	11	356.2	3	85.1	441.3	14	441.3	5	217.8	3	85.1	8	302.9	6	138.4	0	0.0	6	138.4	0	0.0	6	138.4	
南城	うるま市	(4)	(143.3)	(0)	(0.0)	(143.3)	(4)	(309.7)	(0)	(0.0)	(0.0)	(2)	(48.1)	(0)	(0.0)	(48.1)	(4)	(143.3)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	
	読谷村	14	293.5	1	16.2	309.7	15	309.7	1	31.9	1	16.2	2	48.1	13	261.6	0	0.0	13	261.6	0	0.0	13	261.6	
	読谷村	(1)	(12.4)	(3)	(47.6)	(60.0)	(4)	(60.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(1)	(12.4)	(3)	(47.6)	(4)	(60.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)		
	読谷村	1	12.4	3	47.6	60.0	4	60.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	12.4	3	47.6	4	60.0	0	0.0	4	60.0	
	読谷村	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	
	読谷村	1	13.5	0	0.0	13.5	1	13.5	0	0.0	0	0.0	1	13.5	0	0.0	13.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	読谷村	(7)	(154.9)	(0)	(0.0)	(154.9)	(7)	(154.9)	(3)	(95.1)	(135.0)	(3)	(95.1)	(4)	(59.8)	(0)	(0.0)	(4)	(59.8)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)		
	読谷村	7	154.9	0	0.0	154.9	7	154.9	3	95.1	0	0.0	3	95.1	4	59.8	0	0.0	4	59.8	0	0.0	4	59.8	
	読谷村	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	
	読谷村	1	6.7	1	18.6	25.3	2	25.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.7	1	18.6	2	25.3	0	0.0	2	25.3	
名護	名護市	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	
	宮古島市	9	183.9	0	0.0	183.9	9	183.9	2	78.8	0	0.0	2	78.8	7	105.1	0	0.0	7	105.1	0	0.0	7	105.1	
	石垣市	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	
	石垣市	2	18.8	1	23.6	42.4	3	42.4	2	18.8	1	23.6	3	42.4	0	0.0	42.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20市町村	石垣市	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	
	石垣市	0	0.0	1	60.3	60.3	1	60.3	0	0.0	1	60.3	1	60.3	0	0.0	60.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	(30)	(1108.7)	(4)	(98.3)	(1207.0)	(34)	(3328.9)	(10)	(422.9)	(18)	(690.7)	(11)	(473.6)	(20)	(685.8)	(3)	(47.6)	(23)	(733.4)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
20市町村	90	2477.5	27	851.4	3328.9	117	3328.9	35	1388.4	18	690.7	53	2079.1	55	1089.1	9	160.7	64	1249.8	64	1249.8	0	0.0	64	1249.8

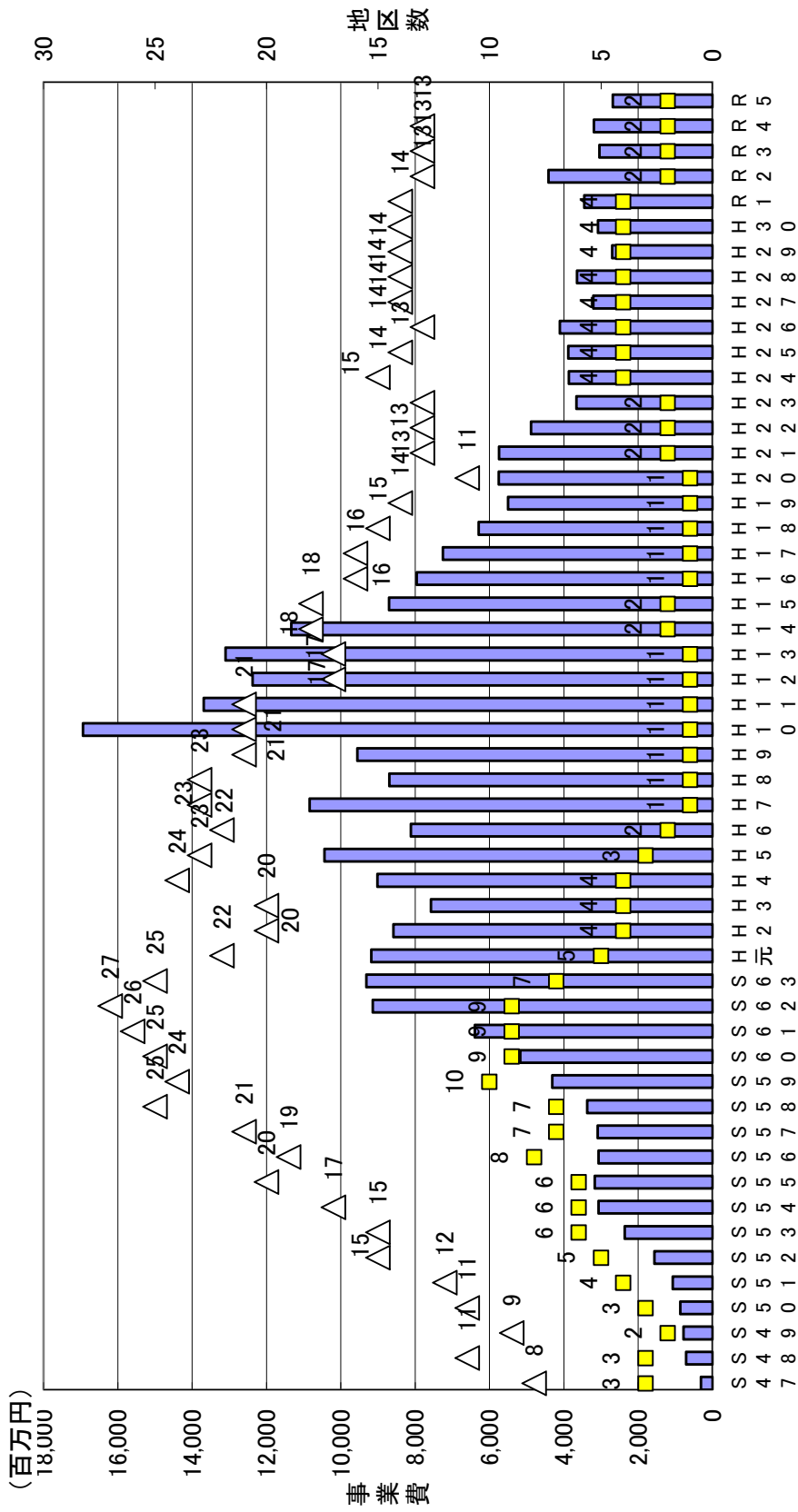
(沖縄県 都市計画・モノレール課調べ)

注1) 組合等施行には地域公団施行(那覇市、北谷町、豊見城市)を含む。また、田園土地区画整理事業(八重瀬町、南城市)、農住組合土地区画整理事業(那覇市、宜野湾市)を含む。

注2) 完了地区は「換地処分公告」を終了している地区とする。施行地区は事業計画を認可した地区。

注3) 上段( ) 書きは返還軍用跡地における土地区画整理事業実施地区。下段の内数となる。

土地区画整理事業(事業費と地区数)



凡例: □ 返還軍用跡地における土地区画整理事業実施地区数  
 △ 土地区画整理事業実施地区数

(注) 1. 事業費は、土地区画整理事業補助及び地域活力基盤創造交付金(H20までは地方道路整備臨時交付金)の事業であり、一般会計の補助は含まない。  
 2. 地区数は、土地区画整理事業補助及び地域活力基盤創造交付金(H20までは地方道路整備臨時交付金)を受けている地区数であり、事業認可地区数



令和5年都市計画事業箇所

事業規模 市町村		街 路				公 園			区 画 整 理			
		(幅員) 6.0 ~ 15.0	16.0 ~ 19.0	m 20.0 以上	計	(面積) 10.0 未満	ha 10.0 以上	計	(面積) 3.0 ~20.0 未満	20.0 以上 ~50.0 未満	ha 50.0 以上	計
那 覇 広 域	那 覇 市	4	5	7	16	14	5	19				
	浦 添 市			4	4	2	2	4	2		2	4
	宜野湾市		1		1	3		3	1		1	2
	糸 満 市		1	1	2	1	1	2				
	北中城村											
	中 城 村						1	1				
	西 原 町			2	2	2		2		1		1
	豊見城市		3	2	5	2	1	3				
	南風原町	1		1	2	3		3			1	1
	八重瀬町					2	2	4				
	与那原町					3		3				
	南 城 市					32	12	44				
小 計	5	10	17	32	1	2	3	3	1	4	8	
中 部 広 域	沖 縄 市	1	1	2	4	3		3	2			2
	うるま市		2		2	1		1	1			1
	読 谷 村					0				1		1
	嘉手納町					1		1				
	北 谷 町			1	1	6	2	8				
小 計	1	3	3	7	2	2	4	3	1		4	
名 護	名 護 市	2	2		4							
本 部	本 部 町					1	1	2				
宮 古	宮古島市	3	4		7	1	1	2		1		1
石 垣	石 垣 市	3			3							
計		14	19	20	53	42	18	60	6	3	4	13

## 5 景観形成

### (1) 沖縄県景観形成条例

#### ア 沖縄県における景観行政の経緯

社会経済の発展に伴い物質的な豊かさが充足され、人々の価値観は、潤いとゆとり、心の豊かさなどを求めるようになってきている。これらを背景として、全国各地で快適で魅力ある地域づくりが積極的に進められてきた。

このような時代の流れのなかで、県では沖縄県景観形成条例を平成6年10月に制定した。景観行政業務は、平成8年4月に企画開発部から都市景観業務を所管している土木建築部に移管され、屋外広告物行政業務とあわせて、総合的・効率的な景観行政の推進に取り組んでいる。

#### イ 沖縄県景観形成条例の概要と取り組み状況

##### (ア) 景観形成モデル地区の指定

特に県民に親しまれ、誇りとなる優れた景観を有する地域や、新たにまちづくりを行う地域等を「景観形成モデル地区」として指定し、地域の特性を生かした景観づくりを重点的に進めていくものである。

##### (イ) 大規模行為の届出

大規模な建築物や工作物は周辺景観に与える影響が大きいため、県下全域で大規模な建築物の新築等の行為を行う者は、あらかじめ届出をする必要があり、県では、これに対する指導・助言をとおして優れた景観の形成を誘導していくものである。

#### 大規模行為の届出状況

(単位:件)

行為の種類	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建築物		6	5	1	10	4
工作物		12	14	5	11	6
屋外における物品の集積又は貯蔵		0	0	0	0	0
鉱物の採取又は土石等の採取		0	0	0	0	0
土地の区画形質の変更		1	0	0	0	0
合計		19	19	6	21	10

##### (ウ) 公共事業等による景観形成

公共の道路や橋、建築物等は地域の景観を形成する重要な要素であり、また、先導的役割を担うものであることから、県では、公共事業等に係る景観形成の指針として「沖縄県公共事業等景観形成指針」を平成7年に定め、率先して質の高い景観づくりを行うこととしている。

##### (エ) その他

沖縄県景観形成条例には、上記のほか、自治会や通り会などで景観についてのルールを定め、住民自らが積極的に美しいまちづくりを進めるための協定を結ぶことができる景観形成住民協定の制度や研修会の開催、リーフレットの配布などを通して、県民及び事業者に対し県土の景観形成のための施策に関する知識の普及と啓発に努めることが定められている。

### (2) 景観法に基づく沖縄県の景観施策の取り組み

我が国では、平成15年7月に国土交通省により「美しい国づくり政策大綱」が示され、平成17年6月の景観法の全面施行により、国を挙げて景観形成に取り組む方向性やそのための制度

的な枠組みが整えられた。景観法の下では、自治体は景観行政団体となって当該行政区域における「景観計画」を策定し、法的な枠組として、地域の実情に即した景観形成の方針やその実現のための施策を定めることができる。令和5年3月現在、全国では806の地方公共団体が景観行政団体へ移行し、655団体が景観計画を策定済みである。

#### ア 市町村の景観行政団体移行の促進

景観行政を担う中心主体は地域との密接な関わりを持つ市町村にあり、景観行政団体へ移行することにより、地域ごとの諸条件に応じた有効な景観施策を展開することが可能となる。沖縄県内の市町村では、令和5年4月現在で石垣市(H18.1)、浦添市(H18.10)、那覇市(H20.1)、宮古島市(H20.9)、読谷村(H21.1)、南城市(H21.4)、うるま市(H21.10)、渡名喜村(H22.3)、久米島町(H22.4)、本部町(H22.9)、名護市(H23.1)、宜野座村(H23.4)、沖縄市(H24.1)、伊平屋村(H24.2)、与那国町(H24.3)、北谷町(H24.5)、竹富町(H24.5)、今帰仁村(H24.5)、大宜味村(H24.5)、伊是名村(H25.3)、宜野湾市(H25.5)、糸満市(H25.5)、八重瀬町(H25.6)、恩納村(H26.1)、北大東村(H26.1)、北中城村(H26.6)、西原町(H26.6)、与那原町(H27.3)、豊見城市(H27.4)、中城村(H27.6)、伊江村(H28.4)、国頭村(H29.5)、南風原町(H30.6)、座間味村(H31.3)、渡嘉敷村(R2.3)、粟国村(R2.4)が景観行政団体へ移行しており、良好な景観形成に向け独自に主体的な取り組みを行っている。

沖縄県では、多くの市町村が景観行政団体となり、県内各地で地域特性を活かした景観施策が展開されることを目指しており、各種講演会、シンポジウムといった景観に関する意識啓発や定期的な情報交換等を通して将来的に全市町村が景観行政団体へ移行できるよう、その取り組みを支援していく。

#### イ 景観整備機構の指定

景観法では、住民主導の持続的な取り組みを支援し、景観行政団体とともに良好な景観の形成に取り組む主体として、NPO法人や公益法人を景観整備機構に指定することができる。

沖縄県では平成20年9月に社団法人沖縄県建築士会、平成20年11月に社団法人沖縄県造園建設業協会、平成22年10月にNPO法人沖縄の風景を愛さる会を景観整備機構に指定しており、良好な景観形成の取り組みを支援する仕組みづくりを進めている。

#### ウ 準景観地区の指定

準景観地区は、景観法第74条第1項の規定により、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために指定されるものである。現在、座間味村、北大東村、竹富町にそれぞれ1地区指定されている。

### 準景観地区指定状況

令和5年4月1日現在

都市名	名称	面積(ha)	指定年月日
座間味村	座間味村 準景観地区	約 1,674	令和2年4月1日
北大東村	北大東村 準景観地区	約 16	令和3年10月1日
竹富町	竹富島 準景観地区	約 540	令和4年2月1日
合計	3 地区	約 2,230	—

#### エ 沖縄県における景観施策の展開

本県では、平成22年度に「“美ら島沖縄” 風景づくり計画」(沖縄県景観形成基本計画)を策定し、広域景観形成や市町村支援、総合的な制度活用など本県全体の景観施策を総合的かつ計画的に展開していく方策を取りまとめた。

景観施策を推進するにあたっては、国、県、市町村の連携を一層強化するとともに、景観法に基づく景観整備機構の指定や、景観協議会の設置など景観法に基づく制度を活用し、関係団体、NPO、事業者等、官民協働して取り組むための仕組みづくりを行っていく。

平成24年度からは、沖縄振興特別措置法に「良好な景観の形成」が位置づけられたことを踏まえて、沖縄の特性にふさわしい良好な景観の形成を促進するため、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、沖縄における良好な景観の形成に係る建築技術に関する研究開発を推進していく。

また、景観施策を展開するにあたっては、歴史遺産や御嶽・拝所、石垣、赤瓦など各地域の景観資源の保全・継承等に努めるとともに、環境・景観等に配慮した河川・海岸、公園、道路等交通施設、農地・農村等の整備、無電柱化の推進、古民家の保全・再生等による質の高い地域景観の創造に取り組んでいく。

あわせて、公共事業におけるライフサイクル全体の景観評価（景観アセスメント）システムの構築に取り組み、平成29年度から本格運用を開始した。令和5年度も道路や建築等の公共事業で景観評価システムの実施を予定しており、地域の景観形成を先導する公共事業によって、住人が誇りと愛着を持てる魅力的な公共空間を創造していく。

## 6 屋外広告物

### (1) 概要

屋外における広告物の掲出については、「良好な景観の形成・風致の維持」及び「公衆に対する危害防止」の観点から、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例により規制や誘導を行っている。

具体的には、広告物の掲出を認めない地域（適用除外有）を設定したり、橋・信号機等、広告物を掲出してはいけない物件を定めたり、広告物を掲出するには県知事の許可を受けなければならない地域を定める等、一定のルールに基づき、多種多様な屋外広告物をコントロールしている。

なお、那覇市は中核市移行に伴い平成25年度より、浦添市は景観行政団体として令和4年度よりそれぞれ独自の条例を制定している。

### 屋外広告物の規制概要

規制の種類	規制地域・場所及び物件	規制の概要
禁止地域 又は場所 (条例第4条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市計画法による第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・景観地区・風致地区</li> <li>2. 景観法による準景観地区</li> <li>3. 文化財保護法による重要文化財の敷地及びその周囲の知事指定地域・史跡・名勝・天然記念物の地域</li> <li>4. 沖縄県文化財保護条例による有形文化財又は民俗資料の敷地及びその周囲の知事指定地域・史跡・名勝・天然記念物の地域</li> <li>5. 森林法による指定保安林地域</li> <li>6. 道路・軌道で、知事指定区間</li> <li>7. 道路・軌道に接続する地域で、知事指定区域</li> <li>8. 都市公園法による都市公園等</li> <li>9. 河川・海浜・山岳及びその付近の地域で、知事指定区域</li> <li>10. 港湾・空港・駅前広場及びその付近の地域で知事指定区域</li> <li>11. 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・博物館・美術館・体育館及び病院の敷地</li> <li>12. 古墳・墓地及びその周囲の地域の知事指定区域</li> </ol>	左記の地域等では、広告物の表示及び掲出をすることはできません。（ただし、自家用広告物等で一定の面積以下であれば表示及び掲出可）
禁止物件 (条例第5条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 橋りょう・歩道橋・トンネル・高架構造・分離帯</li> <li>2. 石垣・擁壁</li> <li>3. 街路樹・路傍樹</li> <li>4. 信号機・道路標識・歩道柵・こま止め・里程標</li> <li>5. 電柱・街灯柱等で知事指定物件</li> <li>6. 消火栓・火災報知器・火の見やぐら</li> <li>7. 郵便ポスト・電話ボックス・公衆便所</li> <li>8. 送電塔・送受信塔・照明塔</li> <li>9. 煙突・ガスタンク・水道タンク他</li> <li>10. 銅像・神仏像・記念碑</li> </ol>	左記の物件には、広告物を表示及び掲出をすることはできません。
許可地域 (条例第6条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路で知事指定区間</li> <li>2. 道路に接続する地域で知事指定区域</li> <li>3. 河川・海浜・山岳及びその付近の地域で知事指定区域</li> <li>4. 港湾・空港及びその付近の地域の知事指定区域</li> <li>5. その他、市及び本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、読谷村、北中城村、中城村</li> </ol>	左記の地域等で広告物を表示及び掲出する場合は、所管の土木事務所の維持管理班で許可を受けてください。（ただし、自家用広告物等で一定の面積以下であれば許可不要）

## 屋外広告物許可件数／許可手数料収入

(単位：件、円)

地区 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北部	64	54	61	67	59
	575,730	501,370	609,390	704,140	559,310
中部	296	208	314	248	304
	3,441,400	1,846,090	3,890,860	2,799,190	2,508,130
南部	136	87	117	123	119
	1,197,380	588,820	1,239,190	1,365,230	1,123,040
宮古	11	5	37	42	23
	72,600	92,540	372,000	252,240	266,880
八重山	30	12	10	13	21
	307,800	170,040	116,090	233,710	195,660
本庁	480,000	862,250	492,000	1,483,110	691,600
計	537	366	539	493	526
	6,074,910	4,061,110	6,719,530	6,837,620	5,344,620

※1 本庁計上分を除き上段は許可件数、下段は許可手数料収入である。

※2 本庁計上分は屋外広告業登録手数料収入及び隔年開催の講習会手数料収入等(29年度34,640円、令和元年度362,250円、令和3年度153,110円)である。

## 簡易除却実績

(単位：件)

地区 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
北部	321	358	210	51	78
中部	6,451	3,949	3,226	2,028	1,811
南部	2,118	2,130	2,768	1,859	1,568
宮古	151	82	28	21	42
八重山	0	0	2	0	5
計	9,041	6,519	6,234	3,959	3,504

※ 簡易除却とは、沖縄県屋外広告物条例に違反した広告物又は掲出物件がはり紙、はり札及び立看板等の簡易な広告物又は掲出物件であって、一定の要件に該当する場合に認められた手続きが簡易な除却措置である。(屋外広告物法第7条第4項)